



.....	4
.....	4
.....	5
.....	7
.....	9
.....	9
.....	9
.....	12
.....	12
.....	12
.....	13
.....	14
.....	14
.....	14
.....	15
.....	15
.....	16
.....	16
.....	16
.....	17
.....	17
.....	18
.....	18
.....	19
.....	22
.....	22
.....	23
.....	23
.....	23
.....	23
.....	23
.....	23

.....	24
.....	25
.....	25
.....	26
.....	26
.....	27
.....	27
.....	27
.....	27
.....	28
.....	28
.....	28
.....	28
.....	29
.....	29
.....	30
.....	30
.....	31
.....	31
.....	33
.....	34
.....	35
.....	35
.....	36
.....	36
.....	37

.....	38
.....	38
.....	38
.....	38
.....	38
.....	39
.....	39
.....	39
.....	40
.....	40

12

61

29

89

---

<sup>1</sup> 「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（平成29年1月31日消費者委員会）、「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査 結果報告書」（令和5年8月総務省行政評価局）等において「身元保証等高齢者サポート事業」と呼称している。

2	
	Wi-Fi

---

<sup>2</sup> 医療機関・介護保険施設等は、正当な理由なくサービス提供を拒否することはできず、入院・入所の際に、身元保証人等がないことのみを理由に入院・入所を拒むことは不相当であるとされている。

「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成30年4月27日厚生労働省医政局医事課長通知）

「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」（平成30年8月30日厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知）

--	--

---

<sup>3</sup> かかりつけ医などの医療関係者、ケアマネジャーなどの介護関係者、障害福祉サービスの関係者や成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関などの権利擁護に関する相談窓口、社会福祉協議会、自治体の関連部署などが考えられる。









---

<sup>4</sup> 不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人（消費者契約法第13条）。

<sup>5</sup> 消費者庁「京都消費者契約ネットワークと一般社団法人京都高齢者支援協会との裁判外の和解について」

([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/collective\\_litigation\\_system/about\\_qualified\\_consumer\\_organization/release39/2018/pdf/release39\\_180622\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/release39/2018/pdf/release39_180622_0001.pdf))

消費者庁「京都消費者契約ネットワークと一般社団法人京都高齢者支援協会との間の裁判上の和解について」

([https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\\_system/cms203\\_200219\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system/cms203_200219_02.pdf))

---

<sup>6</sup> 消費者庁「逐条解説」第4条以下の解説参照。  
([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/annotations/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/))

✓

7

✓

8

---

<sup>7</sup> ケアマネジャーのほか、相談支援専門員（障害福祉サービス）などの福祉関連サービスに係る相談に応じる職種が考えられる。

<sup>8</sup> 厚生労働省「身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」中、「2.（4）本人の意思・意向の確認と尊重」において、「本人の意思を尊重した対応として、医療の提供に当たり、本人が記した、いわゆる「事前指示書」の内容を尊重することも考えられます。本人が「事前指示書」や「エンディングノート」などを記載していないか確認します」との記載あり。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/miyorinonaihitenotaio.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/miyorinonaihitenotaio.html))

645

99.8



---

<sup>9</sup> 国税庁「納税者が死亡したときの確定申告(準確定申告)」  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2022.htm>)

国税庁「民法上の相続人が不存在の場合の準確定申告の手続」  
(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/07/15.htm>)

<sup>10</sup> 国土交通省「残置物の処理等に関するモデル契約条項」  
([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html))

653

644

22

47

25

26

805

57

30

36

763

968

969

968

969

20



643

656

643

645

---

<sup>11</sup> 「身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」中「3. (1) ②入院計画書に関すること」中、「本人が理解できるようわかりやすく説明を行うとともに、家族、ケアマネジャー、相談支援専門員や友人・知人など、本人の身の回りの人で、本人の入院診療についての説明に同席を希望する人がいる場合は、本人の意向を確認した上で、情報提供を行います。」との記載あり。



✓

8

✓

13

14

---

<sup>12</sup> 「身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」P6参照

<sup>13</sup> 「身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」中「3.（1）②入院計画書に関すること」中、「本人が理解できるようわかりやすく説明を行うとともに、家族、ケアマネジャー、相談支援専門員や友人・知人など、本人の身の回りの人で、本人の入院診療についての説明に同席を希望する人がいる場合には、本人の意向を確認した上で、情報提供を行います。」との記載あり。

<sup>14</sup> 厚生労働省「身寄りがない人の入院及び医療に関する意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/miyorinonaihito\\_henotaiou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/miyorinonaihito_henotaiou.html))

---

<sup>15</sup> 厚生労働省「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>)

厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」

([https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf)

[Roukenkyoku/0000212396.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf))

意思決定支援ワーキング・グループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>)





86

87

645

(1)

(2)

21

59



---

<sup>16</sup> 法定後見制度と任意後見制度との違いについては法務省「成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A」Q2、法定後見制度については Q3 参照。

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>)

成年後見制度の詳細については法務省「成年後見制度 成年後見登記制度」参照。

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/pdf/pamphlet.pdf>)





11

✓

✓

18

21

671

42

859

10

11

✓

15

57

17

21

✓

23

24

25

✓

26

28

17

18

---

<sup>17</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」  
([https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines\\_tsusoku/#page\\_top](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#page_top))

<sup>18</sup> 個人情報保護委員会「自己点検チェックリスト」  
([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Self\\_assessment\\_checklist.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Self_assessment_checklist.pdf))



P5

87

22

224

87

—

—





## チェックリスト

項目		内容 (◎：法令に根拠があるもの)	該当頁*	チェック	
契約の締結	1	○身元保証の内容と費用の取扱いが明らかになっている。	12,13	<input type="checkbox"/>	
	2	身元保証等	○入退院時に行う対応が具体的に明らかになっている。	13	<input type="checkbox"/>
	3		○緊急時の連絡先や連絡方法が明らかになっている。	14	<input type="checkbox"/>
	4	死後事務	○死後事務で行う内容と費用の取扱いが明らかになっている。	14-17	<input type="checkbox"/>
	5	日常生活支援	○提供されるサービス内容と費用の取扱いが明らかになっている。	17,18	<input type="checkbox"/>
	6	解約料	◎解約料について適正な金額が設定されている。(消費者契約法第9条第1項第1号)	10,11	<input type="checkbox"/>
	7	死因贈与等	○契約時に死因贈与や寄附(贈与)を条件等とした契約を締結していない。(民法第90条参照)	18,19	<input type="checkbox"/>
	8		○死因贈与契約を締結する場合、その契約を撤回できることを明らかにしている。	19	<input type="checkbox"/>
	9	判断能力の低下時	○利用者の判断能力低下時の取扱いを定めている。	31-34	<input type="checkbox"/>
	10	預託金	○預託金の額やその根拠について明らかになっている。	14	<input type="checkbox"/>
	11		○預託金の管理方法等の取扱いについて明らかになっている。	29,30	<input type="checkbox"/>
	12	勧誘方法	◎不当な方法による勧誘を行っていない。(消費者契約法第4条) (不当な勧誘の例) 「契約を締結するまで、事務所から帰さない」 「『契約しないと生活が維持できなくなる』と不安を煽る」など	12	<input type="checkbox"/>
	13	契約時の説明等	○利用者の年齢、心身の状態、知識等に応じた適切な説明を行っている。	9-12	<input type="checkbox"/>
	14		○契約に関する重要事項を説明し、その内容を利用者に書面(重要事項説明書)で交付している。	9-11	<input type="checkbox"/>
	15		○重要事項説明書には、少なくとも以下の項目が含まれている。	9-11	<input type="checkbox"/>
	16		・契約者に提供するサービスの内容や費用、費用の支払方法	9,10	<input type="checkbox"/>
	17		・契約するサービスの解除方法・事由や契約変更・解約時の返金の取扱い	10,11	<input type="checkbox"/>
	18		○契約書を作成し、利用者に交付している。	11	<input type="checkbox"/>
履行の提供	19	○サービス提供の時期、内容、費用等について、適時に記録の作成、保存をしている。	22	<input type="checkbox"/>	
	20	○定期的な面談等により利用者の希望の把握や状況の把握を行っている。	7	<input type="checkbox"/>	
	21	○利用者の通帳・現金等を適切に管理し、支出内容等を利用者に適切に報告している。	30	<input type="checkbox"/>	
	22	○利用者からの預託金について、事業者自身の運転資金等とは明確に区分して管理している。	29,30	<input type="checkbox"/>	
	23	◎利用者が求めた際に、サービスの実施状況について報告している。(民法第645条)	22	<input type="checkbox"/>	
	24	◎委任契約の終了後、利用者本人又は相続人に対し、その経過及び結果について報告している。(民法第645条)	28	<input type="checkbox"/>	
	25	◎利用者の求めた際に、解約に必要な手順を伝えている。(消費者契約法第3条第1項第4号)	30	<input type="checkbox"/>	
26	解約方法等	○解約を申し入れた際に、解約を過度に制限する不当な説明をしていない。 (不当な説明の例) 「解約を考え直していただければ困る」 「『解約すると生活が維持できなくなる』と不安を煽る」など	30	<input type="checkbox"/>	
		◎解約料の算定根拠の概要や、違約金等を設定した合理的理由を説明することができる。(消費者契約法第9条第2項)	31	<input type="checkbox"/>	
事業者の体制	事業者の体制	○事業者に関する情報や提供しているサービス情報について、HPで公表されているなど、利用者が分かるようになっている。	35	<input type="checkbox"/>	
		○個人情報保護に関する取扱方針が定められている。	36	<input type="checkbox"/>	
		○利用者からの相談窓口が設置されており、連絡先が分かる。	37	<input type="checkbox"/>	

※ 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインにおいて、当該項目に関する記載があるページ